

議案第31号

## 専決処分の承認を求めることについて

幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和5年5月16日提出

幸手市長 木村純夫

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に幸手市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。



専決第3号

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

幸手市長 木村純夫



幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

幸手市長 木村純夫

幸手市条例第11号

## 幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

幸手市都市計画税条例（平成3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の幸手市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部

を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。